# 千代四区次世代育成住宅助成

子育てファミリー世帯等親元近居助成 後継事業令和7年10月1日現在

この制度は、

住み替え先の住居の契約前に手続き を行う必要があります!



手続きはすべて郵送により行うことができます。

このパンフレットで概要を把握していただき

詳細はホームページをご覧ください。

よくある質問や申請書も掲載しています。

千代田区 次世代育成住宅助成

検索



# 対 象 者

千代田区内の民間賃貸住宅 (注1) または マイホーム (注2) への住み替えを予定している方で、次の【1】または【2】に該当する世帯

## 【1】親元近居助成(次のいずれにも該当する世帯)

- ◇ 区内に引き続き5年以上居住する親がいる、新婚世帯(注3)または 子育て世帯(注4)である
- ◇ 区外から区内への転入、または区内での転居をする

## 【2】区内転居助成(次のいずれにも該当する世帯)

- ◇ 区内に引き続き1年以上居住する子育で世帯である
- ◇ 区内での転居をする
- (注1) 助成申請者が居住するために、居住する者のみの名義で所有者等との間で賃貸借契約を締結する住宅。公営・公社(JKK)・都市再生機構その他の公的住宅及び、世帯を構成する者の配偶者・パートナーシップ関係の相手方・一親等の親族が所有または賃貸している住宅は助成対象外。
- (注2) 助成申請者が居住するために、**居住する者のみの名義で新たに建築または購入** する住宅
- (注3)本申請日現在、婚姻届出日から2年以内の夫婦\*のみで構成される世帯 ※受理日から2年以内のパートナーシップ関係の方を含む
- (注4) 本申請日現在、18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が 属する世帯

## 要件

次の①~④すべての要件を満たす世帯

## ① 年 間 所 得 世帯の年間所得の合計が、以下の範囲内であること

2人世帯 189万6千円 ~ 1,038万8千円

3人世帯 189万6千円 ~ 1,076万8千円

(世帯人数が1人増すごとに

4人世帯 189万6千円 ~ 1,114万8千円

38万円を上限に加算)

#### ② 住戸専有面積 住み替え先の住戸の専有面積が以下の要件を満たすこと

- (1)(原則)住み替え先の住戸の専有面積が、**住み替え前のものよりも広く**なること ※例外がありますので、詳細は最終ページを参照してください。
- (2) 住み替え先の住戸の専有面積が、次の基準を満たすこと(賃貸・マイホーム共通)

2人世帯

30.0 ㎡以上

3人世帯

40.0 ㎡以上

4 人以上世帯 50.0 m 以上

## ③住宅費用

(マイホームの場合のみ)

金融機関から総額 1,500 万円以上の融資を受けて取得したものであること

#### 4 そ の 他

- ◆ 住民税を滞納していないこと
- ◆ 地域の町会に加入すること
- ◆ (原則) 千代田区の住宅助成を利用したことがないこと

※申請受付は、先着順に行います(募集世帯数の上限に達したときは、年度内の受付を締め切ります)。上限に達した場合は千代田区ホームページ(次世代育成住宅助成のページ)に掲載しますので、同ページに掲載がない場合は申請をすることができます。

# 助成内容

毎月の支払額(家賃·返済金) が助成額以下の場合、助成金 の受け取りはできません。

#### (1)家賃助成

世帯人数(人)		助成額(月額/万円)							
親元近居	区内転居	1 年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
6~	8~	8.0	7.2	6.4	5.6	4.8	4.0	3.2	2.4
5	7	7.0	6.3	5.6	4.9	4.2	3.5	2.8	2.1
4	6	6.0	5.4	4.8	4.2	3.6	3.0	2.4	1.8
3	5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5
2	4	4.0	3.6	3.2	2.8	2.4	2.0	1.6	1.2
	3	3.0	2.7	2.4	2.1	1.8	1.5	1.2	0.9
	2	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.0	0.8	0.6

◎ 助成期間 開始:本申請月の翌月

終了:助成開始から最長8年間か、または末子が

18歳に達する年度末までの、いずれか短い期間

- ※ 世帯人数…新婚世帯は2人・子育て世帯は親と子の合計人数
- ※ 世帯人数に算定できる子の年齢は0~18歳(18歳に達する年度の3月末日までの子)

令和6年4月1日以降の 助成決定が対象となります

#### (2) 転居費用助成(初回転居時のみ)

本助成制度を受けるための初回の転居費用分として 一律10万円 (初回の家賃助成の支払い時に併せて支給します)

仮申請をするタイミングは、引っ越そうと思ったときに! 引っ越し先が未定でもかまいません

# 助 成 申 請 手 順 すべて郵送提出可

## 【1】 仮申請 (原則として必要)※注意!(5ページ)

#### 必要書類

- ①仮申請書(区所定用紙)
- ②世帯所得が確認できる書類
- ③住民票(世帯全員・続柄記載、本籍・マイナンバー不要)
  - ※外国籍の方は、特別永住者などの区分、 在留資格、在留期間の記載のあるもの
- ④住み替え前の住宅の面積が確認できる書類

(賃貸借契約書のコピー等)

※社宅の方は、社宅に関する証明書

#### 親元近居助成の該当者のみ

- ① 区内に居住する親の住民票
- ② ①の親と親子関係がある方の戸籍謄本

#### 新婚世帯のみ

(婚姻の場合)

婚姻届受理証明書 または 戸籍謄本

(パートナーシップ関係の場合)

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等

#### 出産予定の方のみ

母子健康手帳 (コピー)

仮申請受領通知 (郵送)

受領通知発送後、1年以内に住宅の賃貸借契約・売買契約 / 住み替え

## 【2】 本申請 (必要)

#### 必要書類

- ①助成申請書(区所定用紙)
- ②住み替え後住民票(世帯全員・続柄記載、

本籍・マイナンバー不要)

- ※外国籍の方は、特別永住者などの区分、 在留資格、在留期間の記載のあるもの
- ③住民税課税証明書
- ④住民税納税証明書
- ⑤町会に加入していることが確認できる書類 (町会費領収証・町会加入証明書など)
- ⑥その他担当者から案内のあった書類

## 賃貸住宅に住み替えた場合

- ①賃貸借契約書 (コピー)
  - ※社宅の方は、社宅に関する証明書も 必要

書類がそろった 翌月から助成開始 になります

#### マイホームに住み替えた場合

- ①売買契約書 (コピー)
- ②登記簿謄本 (コピー)
- ③ローン契約書 (コピー)
- ④ローン返済予定表 (コピー)

審査 / 助成決定通知(郵送)

忘れずに請求しよう! <mark>期限が過ぎると請求が</mark>

できなくなるので注意!

## 【3】 助成金請求(3か月に一度)

千代田区ポータルサイトから電子請求手続き

#### 必要書類

- ①現住所が確認できる最新の本人確認書類
- ②3か月分の家賃・住宅ローンの支払いが

確認できる書類 (通帳や振込明細票のコピーなど)

## 助成金の請求・振り込み月

1~3月分 → 3月

4~6月分 → 6月

 $7 \sim 9$  月分  $\rightarrow 9$  月

10~12月分 → 12月

ご指定の口座に3か月分まとめて助成金を振り込み

# ※ 注 意 !

- ◎ 仮申請は、原則として住み替え先の住宅の契約前に行う必要があります。仮申請を完了して 受領通知を受けた場合、本申請は通知日から1年以内に行ってください。
- ◎ 住宅の契約前に仮申請を行うことが困難な場合は、住み替え日\*より1か月以内に本申請を行ってください。この場合に住み替え日から1か月以上経過すると、助成対象外となります。 \*住み替え日…「住民票上の転居日」と「賃貸借契約・売買契約の締結日」のうち、いずれか早い方の日。

## 助成開始後の諸手続き

## 現況報告(毎年6~7月)

・受給資格を満たしているか確認するため、**毎年、現況届(区所定用紙)や課税証明書などをご提出**いただきます。(所得が上限を超えた場合は一時停止となります。)

#### 税の申告について

- ・次世代育成住宅助成における助成金は、**所得税法上の雑所得**となります。そのため、助成 を受けた結果、**税の申告をする必要が生じる場合があります**。
- ・税の申告の際には、①助成の決定通知書、②助成金が振り込まれたことを確認できる書類 (通帳のコピーなど)をご利用ください。

#### 変更届 • 資格喪失届(随時)

- ・助成期間中に世帯状況等の変更があった場合は、変更届と関係書類をご提出ください。
- ・助成期間中に区外に転出するなどして受給資格を失った場合は、資格喪失届と関係書類を ご提出ください。

## その他

◎ 事業成果の把握・助成の実効性分析等のため、利用世帯の居住状況について 毎年調査を行います。(助成終了後も調査対象となります。)



## P2 「要件 ②住戸専有面積」の例外について

下記①から④のいずれかに該当する場合には、住み替え先の住戸の専有面積が住み替え前より 広くなる必要はありませんが、【基準】は満たす必要があります。

- ① 区内の賃貸住宅から区内のマイホームに住み替える
- ② 区内の社宅から区内の賃貸住宅またはマイホームに住み替える(社宅を除く)
- ③ 区内の親と同居している住宅から独立して、区内の住宅に住み替える(親との同居は不可)
- ④ 区外から区内の住戸に住み替える (親元近居のみ)

【基準 (再掲)】
2 人世帯 30.0 ㎡以上
3 人世帯 40.0 ㎡以上
4 人以上世帯 50.0 ㎡以上

## よくある質問は千代田区ホームページをご覧ください。

千代田区 次世代育成住宅助成

ዺ 検索

住宅課窓口で相談をする場合は、事前に相談内容と来所日時をお知らせいただけると スムーズですので、ご協力をお願いします。

#### 【 問い合わせ先 】

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区 環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係

TEL 03-5211-4319

FAX = 03 - 3221 - 3410

Ma i l juutaku@city.chiyoda.lg.jp